

## 小売業における非専門店等の扱いについて(その3)

## 1. 中分類56の改定素案

- 百貨店と総合スーパーの分離、ワンプライスショップの小分類での新規立項を行った。併せて説明文を検討。

## 【中分類56—各種商品小売業】

(金額単位：百万円)

分類番号	改定素案	現 行 ( 第 1 3 回 改 定 )	改定理由 仮
56	この中分類には、衣食住にわたる各種の商品を小売する事業所が分類される。 具体的には、百貨店、デパートメントストア、総合スーパー、スーパー、コンビニエンスストア、ドラッグストア、ホームセンター、ワンプライスショップなどと称される事業所である。	この中分類には、衣、食、住にわたる各種の商品を一括して一事業所で小売する事業所が分類される。 この事業所は、その性格上いずれが主たる販売商品であるかが判別できないものであって、百貨店、デパートメントストアなどと呼ばれるものにその例が多い。	衣、食、住にわたる各種の商品を一括して一事業所で小売する事業所として、他の中分類にあった販売形態をとりまとめ、国際分類との比較可能性を高め、実態把握を改善させる。
561— 5611	百貨店 百貨店、デパートメントストア等と称され、衣食住にわたる各種の商品を小売する設備と応接要員を備え、主として階層別の異なる商品陳列により、衣料、宝飾品、インテリア用品などの高単価商品を主力として小売する販売形態の事業所をいう。	百貨店、総合スーパー(561-5611) 衣、食、住にわたる各種の商品を小売する事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所であって、従業者が常時50人以上のものをいう。 ただし、従業者が常時50人以上であっても衣、食、住にわたらない事業所は主たる販売商品によって分類する。	北米分類を参考に、販売形態の異なる百貨店と総合スーパーを分離し、規模を表す表記を削除する。
562— 5621	総合スーパー 総合スーパー等と称され、衣食住にわたる各種の商品を小売する設備を備え、主として衣料、食料品、生活雑貨などの最寄り品を主力として系統的に陳列し、セルフサービス方式により小売する販売形態の事業所をいう。	ただし、従業者が常時50人以上であっても衣、食、住にわたらない事業所は主たる販売商品によって分類する。	北米分類を参考に、販売形態の異なる百貨店と総合スーパーを分離し、規模を表す表記を削除する。
563— 5631	コンビニエンスストア コンビニエンスストア等と称され、主として衣食住にわたる各種の最寄り品を陳列して小売するほか、決済、印刷、チケット・公的証明書の発行等の各種サービスも提供する販売形態の事業所をいう。	コンビニエンスストア(飲食料品を中心とするものに限る)(589-5891) 主として飲食料品を中心とした各種最寄り品をセルフサービス方式で小売する事業所で、店舗規模が小さく、終日又は長時間営業を行う事業所をいう。	中分類56改定に伴い、コンビニエンスストア業態を「58 飲食料品小売業・その他の飲食料品小売業」から移動させる。
564— 5641	ドラッグストア ドラッグストア等と称され、衣食住にわたる各種の商品を小売し、主として医薬品や化粧品を陳列して家庭用品、加工食品などの各種最寄り品も小売する販売形態の事業所をいう。	ドラッグストア(603-6031) 主として医薬品、化粧品を中心とした健康及び美容に関する各種の商品を中心として、家庭用品、加工食品などの最寄り品をセルフサービス方式によって小売する事業所をいう。	中分類56改定に伴い、ドラッグストアを「60 その他の小売業・その他の医薬品・化粧品小売業」から移動させる。
565— 5651	ホームセンター ホームセンター等と称され、衣食住にわたる各種の商品を小売し、建築材料、園芸用品、収納用品、電機器具などの住関連商品を主力に、家庭用品、飲食料品をも系統的に陳列し、小売りする販売形態の事業所をいう。	ホームセンター(609-6091) 主として住まいの手入れ改善にかかる商品を中心に、家庭用品、園芸用品、電気機械器具、家具・収納用品、建築材料などの住関連商品を総合的、系統的に品揃えし、セルフサービス方式により小売りする事業所で、店舗規模が大きい事業所をいう。	中分類56改定に伴い、ホームセンターを「60 その他の小売業・他に分類されない小売業」から移動させる。
566— 5661	ワンプライスショップ ワンプライスショップ等と称され、衣食住にわたる各種の商品を小売し、主として、食器、文具等の家庭用品、加工食品等の各種最寄り品を定額を基本に小売する販売形態の事業所をいう。	—	小売業56～61内に散在し、実態把握が難しくなっていた同業態を、中分類56改定に伴って集約して新たに立項する。
569— 5699	その他の各種商品小売業 衣食住にわたる各種の商品を小売する事業所で、上記に分類できないものをいう。	その他の各種商品小売業(従業者が常時50人未満のもの)(569-5699) 衣、食、住にわたる各種の商品を小売する事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所であって、従業者が常時50人未満のものをいう。 ただし、従業者が常時50人未満であっても衣、食、住にわたらない事業所は主たる販売商品によって分類する。	規模を表す表記を削除する。

2. 中分類58の改正素案

- 食料品スーパーについては、第8回検討チームにおいて、細分類「5811 各種食品小売業」を「食料品スーパー」と「各種食料品小売業（食料品スーパーを除く）」とに分割する意見を提出した。
- 5811を食料品スーパーとそれ以外に分割した場合、食料品スーパー以外として残る部分がかなり少なくなるのでは、との御指摘あり。<sup>(注1)</sup>。現在、残る部分の具体的内容を特定するべく作業を進めているところ。量的基準は問題ないと見込まれるが数量は確認すべく検討している。

【中分類58-581 各種食料品小売業】

分類番号	改定素案	現 行（第13回 改定）	改定理由 仮
581		この中分類には、主として飲食料品を小売する事業所が分類される。 ただし、客の注文によって調理をし提供（持ち帰り又は配達）する事業所、仕出屋、ケータリングサービスなどの飲食サービスを提供する事業所は大分類M-宿泊業、飲食サービス業（中分類77-持ち帰り・配達飲食サービス業）に分類される。	
581- 5811	食料品スーパー 食料品スーパー、スーパー等と称され、主として生鮮食料品を含めた各種食料品を扱い、特に生鮮加工を行う設備を有し、セルフサービス方式にて小売する販売形態の事業所をいう。	各種食料品小売業（581-5811） 主として各種食料品を一括して一事業所で小売する事業所をいう。	主として各種食料品を一括して一事業所で小売する事業所のうち、販売形態の異なる食料品スーパーを分離する。
581- 5819	その他の食料品小売業 他に分類できない主として各種食料品を小売する事業所をいう。 <sup>(注1)</sup>		

(注1) 5819 その他の食料品小売業については、5819に含まれる事業所の事業内容を精査し、市場規模の大きいものについて細分類の新規立項が可能であるかどうかを検討する。

(参考1) 「食料品スーパー」立項の政策上の意義：消費者の利用頻度が高く、日常生活において豊かな食生活を提供するだけでなく、新型コロナウイルス感染症の蔓延をはじめとした有事の際にも国民へ必要不可欠な食品の安定供給を担う重要な産業であるため、中分類581 各種食料品小売業のうちに細分類5811を立項し「食料品スーパー」の実態を示すことは、政策上また統計上において重要である。

(参考2) 100円ローソンについては、名称としてはワンプライスショップに格付けされるが、各種サービスの提供等の機能面を考慮するとコンビニエンスストアに格付けされることが妥当と考えられる。その場合、説明文にどのように記載すべきかについては引き続き検討を行う。